

グループホームせきれい苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社せきれいが設置するグループホームせきれい苑（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、認知症の症状を伴う要介護状態又は要支援状態の入居者に対して、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 サービス計画に基づき、可能な限り、自宅での生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護・相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入居者がその能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう目指す。

2 入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。

3 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家族との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との綿密な連携に努める。

4 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

5 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームせきれい苑
- 二 所在地 秋田県山本郡三種町鯉川字内鯉川108番地4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業を行う職員の職種、員数及び職務の内容は、各ユニット毎に次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は従業者及び業務の実施状況の把握とその他管理を行う。

管理者は、その管理業務に支障を来さない範囲内で事業所内の他の職務を兼務することがある。

二 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、入居者ごとに具体的なサービス計画（認知症対応型共同生活介護計画）を作成するとともに、毎日のサービス提供にあたって介護従事者を指揮・指導する。

三 介護職員 6名

入居者と共同して家事などを行うとともに、日常生活の世話や機能訓練等のサービスの提供を行う。

(入居定員)

第5条 事業所の入居定員は18名で、各ユニット9人の2ユニットとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際して、入居申込書またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して行い、同意を得るものとする。

(入居者)

第7条 1 認知症状態により自宅において常時介護を受けることが困難なものに対して、サービスを提供する。

2 正当な理由なくサービスの提供を拒否しない。

3 入居申込みに際して、心身の状況、病歴等の把握に努める。

4 入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入居者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討する。検討にあたっては、職員間で協議する。

5 自宅での日常生活が可能と認められる入居者に対して、本人及びその家族の要望、退去後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退居のための援助を行う。

6 退去者の退居に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供や、保健・医療・福祉サービス提供者との綿密な連携に努める。

(介護計画の作成)

第8条 1 管理者は、計画作成担当者に、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させる。

2 計画作成担当者は、入居者の能力、心身の状態及び環境等の評価を通じて問題点を明確にし、自立支援する上での課題を把握する。

3 計画作成担当者は、入居者やその家族の希望、把握した課題に基づき、介護計画の原案を作成する。原案は、他の従業者と協議の上作成するものとする。

4 計画作成担当者は、介護計画の原案を入居者にも説明し、同意を得るものとする。

5 計画作成担当者は、介護計画作成後においても、他の従業者との連携を継続的に行い、介護計画の実施状況を把握する。また、必要に応じて、介護計画の変更を行う。

(介 護)

第 9 条 事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- 2 日常生活上の世話
- 3 日常生活の中での機能訓練
- 4 相談、援助等

(健康管理)

第 10 条 看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講じる。

(利用料等)

第 11 条 指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）によるものとする。

2 家賃については、月額 24,000 円を徴収する。

3 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

朝食 400 円 昼食 550 円 夕食 550 円 1 日 1,500 円 月額 45,000 円

4 運営管理費については、月額 17,000 円を徴収する。

5 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、入居者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

6 月の途中における入退居については日割り計算とする。

7 前 6 項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

8 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当

該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明し同意を得るものとする。

- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ入居者又はその家族に対し、事前に文書で説明し同意を得るものとする。

(入退居等)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者又は要支援者であっても認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申し込み者に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申し込み者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申し込み者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 入居者の退居に関しては、入居者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第13条 入居者が医療機関に入院する必要が生じたとき、入居者及び家族の希望等を勘案して必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居できるように配慮する。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための

研修及び訓練を定期的に行う。

(緊急時等における対応方法)

第15条 職員は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者へ報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入居者の家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録する。

4 事業所は、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(協力医療機関)

第17条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療連携機関を定めておくよう努める。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(苦情処理)

第18条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。

- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第 19 条 事業所は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た入居者又は家族等の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族等の同意を得る。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(身体拘束)

第 21 条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等活用して行うことが出来るものとする。)を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(地域との連携等)

第22条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の資質向上のための研修の機会を設けるものとし、業務の遂行体制についても検証、整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれ

らの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業主体法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日より施行する。

この附則は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。

この附則は、令和 7 年 6 月 1 日より施行する。